

令和6年3月25日

黒木建設株式会社 一般事業主行動計画

(次世代法・女性活躍推進法一体型)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り健康で働きやすい雇用環境整備を行い、次世代育成支援のため地域貢献活動を実施するために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの 2年間
2. 課題 育児休業等に関する認識が低い・若年者の雇用率が低い・従業員の高齢化
3. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 50%以上

女性社員・・・取得率 100%

<対策>

- 令和6年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当制など）実施
- 令和6年7月～ 育児休業等を取得できることを周知するために全社員を対象とした研修を実施、対象社員への個別の制度説明・利用促進を行う。

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和6年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始。
- 令和6年9月～ 制度導入、規定の変更、社員への短時間勤務制度の周知。

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業体験の機会を提供する。

<対策>

- 令和6年4月～ 地元の高校生・中学生に建設業への就業意識を高めてもらうために積極的に受け入れる。大学生への企業説明会においてもインターンシップの案内を行う。